

文京区コミュニティバス Bーぐる沿線協議会設置要綱

22 文区区第 411 号 平成 22 年 8 月 2 日区長決定

改正 24 文区区第 525 号 平成 24 年 8 月 30 日区長決定

改正 25 文区区第 10632 号平成 26 年 3 月 24 日部長決定

改正 28 文区区第 1184 号 平成 28 年 8 月 31 日部長決定

(設置)

第 1 条 文京区コミュニティバス Bーぐる (以下「Bーぐる」という。)の利便性の向上、安定的運営等に関する事項について協議を行うため、Bーぐる沿線協議会 (以下「沿線協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 沿線協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) Bーぐるのサービス内容に関すること。
- (2) Bーぐるの運営に関すること。

(構成)

第 3 条 沿線協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 17 人以内をもって構成する。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 地区町会連合会の推薦による者 | 1 人 |
| (2) 文京区商店街連合会の推薦による者 | 1 人 |
| (3) 文京区観光協会の推薦による者 | 1 人 |
| (4) 文京区高齢者クラブ連合会の推薦による者 | 1 人 |
| (5) 文京区身体障害者連合会の推薦による者 | 1 人 |
| (6) Bーぐるを支援する協賛企業を代表する者 | 2 人以内 |
| (7) Bーぐるに関し調査研究等の実績がある者 | 3 人以内 |
| (8) Bーぐるを利用している公募委員 | 4 人以内 |
| (9) バス運行事業者 | 1 人 |
| (10) 学識経験者 | 1 人 |
| (11) 区職員 | 1 人 |

2 前項第 6 号に規定する委員は、Bーぐるの該当路線に関し協賛の実績がある企業から区長が指名する。

3 第 1 項第 7 号に規定する委員は、Bーぐるの該当路線に関し調査研究、イベント等の実績がある者を区長が指名する。

4 第 1 項第 8 号に規定する公募委員は、別に定めるところにより募集する。

5 第 1 項第 11 号に規定する委員は、区民部区民課長の職にある者とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から 2 年間とし、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 沿線協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、会務を総理し、沿線協議会を代表する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 沿線協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者に沿線協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 沿線協議会は、特定の事項を協議し、又は調整するため、分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 沿線協議会の庶務は、区民部区民課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、沿線協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年9月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。